

I P 通信網サービス契約約款 共通編 (オープンコンピュータ通信網サービス(第2種
オープンコンピュータ通信網サービスに限ります)) 【現改比較表】 2022年1月4日現在

～2022年1月3日	2022年1月4日～
<p>目次～別記 16 (略)</p>	<p>目次～附則 16 (略)</p> <p><u>附 則 (令和 3 年 12 月 16 日 P S 事推第 00859737 号)</u></p> <p><u>(実施期日)</u></p> <p>1 <u>この改正規定は、令和 4 年 1 月 4 日から実施します。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>令和 4 年 1 月 4 日から令和 4 年 1 月 31 日までの間に、タイプ 6-3 のコース 1 のメニュー 1 (音声通話機能付契約者カードにかかわるものに限ります。)に係る第 2 種契約者が、当社が別に定める方法で割引の申込みを行った場合であって、当社が別に定める日までに当社がこれを承諾したときは、料金表第 1 表 (料金) 1 の 1-2 (料金額) に規定する定額料、モバイルアクセス契約約款料金表第 1 表 (料金) 2 の 2-1 (定額利用料) に規定する基本額 (カテゴリー W に係るものに限ります) 及び料金表第 1 表 (料金 (附带サービスの料金を除きます。)) 第 1 (利用料) 1 (適用) (24) (契約者指定番号発信機能に係る短時間通話割引) ～ (26) (契約者指定番号発信機能に係る一括国内通話割引) に規定する定額料について、その申込みを行った日を含む月の翌料金月から 12 料金月、当社が別に定める方法で 5 パーセントの割合で計算した額を減額して適用します。</u></p> <p><u>(注) 本項に規定する当社が別に定める日および当社が別に定める方法は、当社の Web サイト (https://www.ntt.com/personal/services/mobile/one/campaign/2201-5offcp.html) において掲示するものとします。</u></p> <p>2 <u>この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u></p> <p>3 <u>この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。</u></p>